商品概要説明書

スーパー定期貯金(投資信託セットプラン)

(2019年10月1日現在)

	(2019年10月1日現代)
商品名	・スーパー定期貯金<単利型>
	愛称:投資信託セットプラン
ご利用いただける方	・個人
販売対象・受入条件	・次の投資信託を同時にお申し込みいただいたお客さまに限ります。
	農中日経225オープン
	JA海外株式ファンド
	DIAM高格付インカム・オープン(毎月決算コース)『愛称:ハッピークローバー』
	農林中金<パートナーズ>日米6資産分散ファンド(安定運用コース)
	農林中金<パートナーズ>日米6資産分散ファンド(資産形成コース)
	HSBC世界資産選抜 育てるコース(資産形成型)
	HSBC世界資産選抜 収穫コース(予想分配金提示型)
	Oneニッポン債券オープン
	グローバル・インカム・フルコース(為替リスク軽減型)
	グローバル・インカム・フルコース(為替ヘッジなし)
	農林中金<パートナーズ>長期厳選投資 おおぶね
	農林中金<パートナーズ>米国株式 S&P500 インデックスファンド
	農林中金<パートナーズ>J-REITインデックスファンド(年1回決算型)
	農林中金<パートナーズ>J-REITインデックスファンド(毎月分配型)
	・当JAに新規にお預入いただく場合に限ります。
	・すでにお預入いただいている定期貯金のお預替えは対象外となります。
	ただし、「特別定期貯金55(ゴーゴー)人生」からのお預替えは対象となり
	ます。
期間	• 1年
	・預入時のお申し出により自動継続(元金継続または元利金継続)の取扱いが
	できます。
	ご継続後は、継続日の店頭表示金利でのお預入となります。
預入方法	let are a
(1)預入方法	· 一括預入
(2)預入金額	・20万円以上1,000万円未満で、組み合わせる投資信託のお申込金額以内
(3)預入単位	• 1円単位
払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。
利息	
(1)適用金利	・預入時のスーパー定期貯金<単利型>の店頭表示利率に、「0.50%」を上
	乗せした利率を満期日まで適用します。
	・自動継続後の適用金利は、継続日のスーパー定期貯金<単利型>の店頭表示
	利率を適用します。
(2) 利払頻度	・満期日以後に一括して支払います。
(3) 計算方法	・付利単位を1円として1年を365日とする日割計算をします。
(4)税 金	・20.315%(国税 15.315%、地方税 5%) ※の分離課税となります。 ※2027 年 12 日 31 日本での選出しなります。
(日) 人和桂扣の	※2037 年 12 月 31 日までの適用となります。
(5)金利情報の	・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。
入手方法	
L	

付加できる特約事項	・自動継続扱いのものは総合口座の担保に組入れできます。
	(貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年 0.5%を上乗せした利率)
	・個人のお客さまはマル優(障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」
	の取扱いができます。
中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て
	 により計算した利息とともに払い戻します。
	(1) 預入期間が 6 か月未満の場合 解約日における普通貯金利率
	(2) 預入期間が 6 か月以上 1 年未満の場合 約定利率×50%
	(2) JENNIEW ON NINE I PRIMOSSOL WILLIAM PROCESS
	・保護対象
(公的制度)	│
(Дилия)Д/	法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち
	「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満た。
	│ すもの)を除く。)と合わせ、元本 1,000 万円とその利息が貯金保険により億 │ - ≭ + h + + +
# k# 40 rm +# cm . \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	護されます。
苦情処理措置および	苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきす
紛争解決措置の内容	しては、当JA本支店(所)または当JA担当部署(最終頁を
	ご確認ください。)にお申し出ください。当JAでは規則の制気
	など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に多
	め、苦情等の解決を図ります。
	また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)
	でも、苦情等を受け付けております。
	紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機
	関を利用できます。上記当JA担当部署またはJAバンク相認
	所にお申し出ください。
	なお、直接お申し立ていただくことも可能です。
	東京弁護士会 (電話:03-3581-0031)
	第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)
	第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)
	「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以)
	「東京三弁護士会」という)では、東京以外の地域のお客様が
	らのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアク
	セスに便利な地域で手続を進める方法もあります。
	・現地調停:東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレ
	ビ会議システム等により、共同して解決に当ります。
	・移管調停:東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続き 移管します。
	 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているも
	のではありません。具体的内容は上記JAバンク相談所またに
	東京三弁護士会にお問合せください。」
その他参考となる	・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により記
事項	算します。
プ ス	ガン の / 0

上記に記載のない事項については、「スーパー定期貯金<単利型>」と同様の取扱となります。

本商品にかかる当組合の担当部署 JA みなみ信州 金融共済部1階金融店舗 (電話:0265-56-2304)